

令和2年3月に指定の解除が決定されている双葉町の帰還困難区域の一部、  
大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部

(1) 令和2年3月4日に帰還困難区域の解除が指示されている双葉町の一部

町道長塚・新山線

(大字長塚字町東154番地先から大字長塚字町西39番29地先まで)

町道久保前・中浜線

(大字新山字久保前33番1地先から大字長塚字谷沢町217番7地先まで)

町道鬼木・広町線

(大字長塚字鬼木37番地先から大字長塚字鬼木44番地先まで)

町道久保前・下条線

(大字長塚字鬼木37番地先から大字新山字久保前28番1地先まで)

町道町西3号線

(大字長塚字町西72番地先から大字長塚字町西73番1地先まで)

町道町西1号線

(大字長塚字町西73番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)

町道町西2号線

(大字長塚字町西39番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)

国道6号

(大字新山字久保前33番1地先から大字新山字久保前19番1地先まで(久保前地下道含む))

双葉町大字長塚字町西

36番地1、36番地2、37番地1、37番地2、38番地1、38番地3、38番地7、  
38番地8、39番地1、39番地4、39番地22、39番地25、39番地26、  
39番地27、39番地28、39番地29、39番地30、44番地8、72番地、  
73番地1、73番地4、73番地5、249番地1、249番地3

東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域

(2) 令和2年3月5日に帰還困難区域の解除が指示されている大熊町の一部

県道大野停車場大川原線

(大字下野上字大野414番地先から大字下野上字大野416番地先まで、大字下野上字原327番1地先  
から大字下野上字清水624番2地先まで)

町道西20号線

(大字下野上字大野413番地先から大字下野上字大野98番4地先まで)

町道西49号線

(大字下野上字原4番1地先から大字下野上字大野98番4地先まで)

大熊町大字下野上字大野

98番地1、98番地5、98番地6、98番地7、115番地3、284番地3、285番地、  
791番地1、797番地1、811番地

大字下野上字鮎沢 120番地10、120番地11、  
120番地12、247番地30  
東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域

(3) 令和2年3月10日に帰還困難区域の解除が指示されている富岡町の一部

県道夜ノ森停車場線

(字夜の森南一丁目1番2地先から字夜の森北二丁目8番2地先まで)

町道夜の森桜通り線

(字夜の森北一丁目34番1地先から字夜の森北二丁目23番19地先まで)

町道都市計画4号線

(字夜の森北一丁目41番1地先から大字本岡字清水前10番11地先まで)

町道坊小屋桜通り線

(字夜の森南二丁目11番2地先から字夜の森北二丁目23番18地先まで)

町道夜の森区画街路2号線

(字夜の森北一丁目67番地先から同地先まで)

町道夜の森区画街路13号線

(字夜の森北一丁目98番4地先から字夜の森北一丁目98番1地先まで)

町道夜の森区画街路17号線

(字夜の森北二丁目8番2地先から同地先まで)

町道夜の森区画街路34号線

(大字本岡字新夜ノ森13番5地先から大字本岡字新夜ノ森12番4地先まで)

第三大管こ線道水路橋

富岡町大字本岡字新夜ノ森

12番地5、12番地6(13番地5、13番地7、13番地8に隣接する区域に限る)、

13番地5、13番地7、13番地8

東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域

※参照

「双葉町・大熊町・富岡町における避難指示の解除について」(経済産業省ホームページ)

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/hinanshi/ji/2020/20200310.html>

医療保険の一部負担金の免除について(医療機関、患者あてのQ&A)  
(市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険)

【一部負担金の還付関係等】

問1 一部負担金等免除証明書(以下「免除証明書」という。)の有効期限後、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

(答)

免除証明書の有効期限後は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)
- ②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

# 医療機関等で受診される 東日本大震災の被災者の皆さまへ



厚生労働省  
令和2年1月

## 医療機関等における窓口負担の免除について

① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、**有効期限が切れていない免除証明書**を提示する必要があります。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、**有効期限をご確認**ください。

② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、ご加入の医療保険の保険者により、引き続き窓口負担が免除されることがあります。

▶ 窓口負担が免除される場合、**有効期限が更新された新しい免除証明書**を、医療機関等の窓口でご提示ください。

(※) 窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により異なります。

なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。



窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・入院時の食費、居住費
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等